

質問No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所							質問/ 意見	内容	回答
1	【入札説明書】 第1回、2回質問回答 について	3								質問	「入札説明書等の記載事項と、令和7年12月19日に公表した実施方針（案）に関する質問・意見に対する回答に相違がある場合は、入札説明書を優先して適用する」と記載がございます。つまり、相違がない場合は実施方針（案）の質問回答を採用するという意味であり、第1回・2回質問回答は入札説明書等と相違がない限り有効であるという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、類似する質問に対して企業団の回答が異なる場合は、新しい回答が優先されます。
2	【入札説明書】 過去の質問回答の取 扱いについて	3								質問	第1回質問回答及び第2回質問回答でご回答いただいた事項についても、質問回答は有効であると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、類似する質問に対して企業団の回答が異なる場合は、新しい回答が優先されます。
3	【入札説明書】 提案上限価格	5	第1	2						質問	提案価格は、設計・施工（工事）費及び維持管理費の合計の提案上限価格を超えなければ、その内訳である設計・施工（工事）費又は維持管理費が上限を超えても良いと理解して宜しいでしょうか。	提案価格は、設計・施工（工事）費及び維持管理費それぞれに設定された提案上限価格以内としてください。
4	【入札説明書】 提案上限価格	5	第1	2						質問	提案上限価格の積算年月日（積算基準日）をご教示ください。	公告日とします。
5	【入札説明書】 質問回答について	7	第1	2	(2)	ウ				質問	これまで第1回、第2回質問を実施し、今回第3回質問・意見の受付の機会がございます。質問回答については、各事業特有のものを除き、3事業（綾瀬、伊勢原、相模原浄水場沈でん池設備整備事業）ともに共通の考え方であると理解して宜しいでしょうか。	事業ごとの質問回答を有効な書類として取り扱います。質問回答の内容が3事業共通の考え方として取り扱うかについては、技術対話の際にご確認ください。
6	【入札説明書】 「技術対話内容書」 について	8	第2	1	(2)	キ	様式 8	(注 7)		質問	「・技術対話は最大60分間を予定し、対話時間内に質疑応答が可能な質問数をご記載ください。」とありますが、時間内に質疑応答できなかった項目については、後日回答していただけるのでしょうか。	後日回答は予定しておりません。
7	【入札説明書】 技術対話	8	第2	1	(2)	キ				質問	「企業団が技術提案で求める内容を伝えるため、企業団からも質問を行うほか助言も行う。」と記載がありますが、参加希望者に対する貴企業団からの質問を技術対話に先立って通知する予定はございますでしょうか。	現時点において、事前に通知する予定はありません。
8	【入札説明書】 見積価格について	10	第2	1	(2)	サ				質問	入札説明書によれば、見積価格の提出期限が令和8年11月18日、開札日が令和9年1月27日とありますが、提出した見積金額は、令和9年1月27日まで、総合評価審査委員会の委員並びに企業団職員には一切開示されないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	【入札説明書】に ついて	12	第3	1	(2)	カ				質問	「やむを得ない事情があると企業団が認めた場合に限り、構成企業の変更を認めることができる。」とありますが、どのような場合を想定されていますか？	企業統合・買収、倒産、指名停止等を想定しています。
10	【入札説明書】 維持管理JV構成企業 の出資比率及び業務 分担	14	1	2	(3)	イ				質問	維持管理JVには、建設JVの代表企業又は、建設JVを結成しない場合には工事を実施する企業を構成企業として含めることとされています。維持管理JVを甲型または乙型とするかについては、応募者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	【入札説明書】 維持管理JVの形態に ついて	14	第3	2	(3)	イ				質問	維持管理JVとして構成員に建設JVの代表企業を含めて組成が必要であると定められておりますが、甲型JVを想定されている場合、JVにおける出資比率については事業者側で自由に取り決めてよいという認識でよろしいでしょうか。乙型JVを想定している場合建設JVの代表企業に求める業務範囲としては想定されている内容はございますでしょうか。こちらも事業者側で自由に取り決めてよいのでしょうか。	維持管理JVの組成方法は任意です。
12	【入札説明書】 契約保証金について	15	第4	4	(2)					質問	維持管理業務において業務委託契約書（案）に契約の保証の記載がないため、契約保証金の納付は不要でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	【入札説明書】 維持管理に係る対価 の物価変動による見 直し	16	第4	6	(3)					質問	維持管理に係る対価について、物価変動に伴う見直しの頻度、基準時点、適用する物価指数又は価格資料、対象費目及び改定額の算定方法をご教示ください。また、当該見直しは、物価上昇時及び物価下落時の双方で行われるかご教示ください。	「維持管理業務委託契約書（案）」、「複数年にわたる業務委託契約におけるスライド条項の適用について」及びその「手引き」を参照してください。
14	【入札説明書】 その他	17	7	(4)	エ					質問	「内訳明細表」の記入に求められる内容についてご教示頂けないでしょうか。	内訳明細書には、設計施工費、維持管理費のそれぞれを1式で計上してください。

質問No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/ 意見	内容	回答
1	【落札者決定基準】 配置技術者について	2	1	(1)	ウ				質問	落札者決定基準における「専任する監理技術者及び現場代理人の技術的能力（累計5年間の同種機械工事の実績）」について、評価対象となる実績の範囲（監理技術者、現場代理人、主任技術者、担当技術者、現場担当者等の従事立場、製作期間と現地施工期間で異なる技術者を配置する場合の評価対象者の考え方、実績確認資料として認められる書類の範囲(CORINS、社内経歴書等)をご教示ください。	監理技術者及び現場代理人として、現場施工に従事した期間を評価します。 実績確認資料については、CORINS等の第三者機関が証明する資料を求めます。それら資料が用意できない場合は、経歴書、実務経歴証明書等、業務内容と従事期間が確認できる資料を添付し、入札参加者（企業）として相違ないことを記載・押印した資料を提出してください。
2	【落札者決定基準】 自己評価点の評価項目について	2	1	(1)	ウ				質問	企業の技術的能力、監理技術者及び現場代理人の技術的能力、業務責任者の技術的能力に「累計5年間」との表現がありますが、これは複数の同種工事（業務）の契約期間（技術者の場合は従事期間）を加算した期間が5年間以上、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、監理技術者及び現場代理人については、現場施工に従事した期間を対象とします。
3	【落札者決定基準】 選任する業務責任者の実績について	3	1	(1)	ウ	4			質問	落札者決定基準における業務責任者の実績について、「上水道におけるフロキュレーターまたは汚泥掻寄機の点検保守」と記載がありますが、要求水準書では「沈でん池機器の保守点検業務」の記載があります。フラッシュミキサーや排泥弁の保守点検や修繕を実績に含めることは可能でしょうか。	フロキュレーターまたは汚泥掻寄機に限ります。
4	【落札者決定基準】 自己評価点の評価項目について	3	1	(1)	ウ	1			質問	「 1」における「フロキュレーターまたは汚泥掻寄機」は、上水道、下水道どちらの施設でも宜しいでしょうか。	上水道、工業用水道、下水道を対象とします。
5	【落札者決定基準】 自己評価点の評価項目について	3	1	(1)	ウ	1			質問	「 1」における同種機械工事とは、それらの設置工事または更新工事のみの実績なのでしょうか。	フロキュレーターまたは汚泥掻寄機に限ります。また評価の項目には、維持管理業務の実績も求めていることから、フロキュレーターまたは汚泥掻寄機の点検保守や修繕に関する実績も求めます。
6	【落札者決定基準】 自己評価点の評価項目について	3	1	(1)	ウ	1 3 4			質問	「 1」、「 3」、「 4」における「汚泥掻寄機」は、沈でん池以外の汚泥濃縮槽等における汚泥掻寄機も含まれるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	【落札者決定基準】 モニタリング体制の提案について	6	5	No.2					質問	小項目「モニタリング体制の構築」に「設計・工事・維持管理における各業務の品質や水準を担保するセルフモニタリング体制と具体的な方法の提案を評価する。」とあります。セルフモニタリングにおいては要求水準書および技術提案書の内容を確実に履行する体制が重要と考えますが、その他に貴企業団が特に重要視される観点がございますらご教示ください。 例) PDCAサイクルを活用した継続的な業務改善、貴企業団と事業者間の調整体制 等	技術提案内容に関連するため、回答は差し控えます。
8	【落札者決定基準】 維持管理計画に関する提案について	6	5	No.7					質問	「企業団が提供する運転管理に関する情報などを活用し…」とありますが、具体的に想定されている情報は日常点検等の保全記録等を指しているという認識でよろしいでしょうか。	日常点検結果のほか、新設設備の運転記録、水量・水質データ等を予定しています。
9	【落札者決定基準】 企業団が提供する運転管理に関する情報について	6	5	No.7					質問	小項目「修繕計画の最適化」について、「企業団が提供する運転管理に関する情報などを活用し」とありますが、どのような情報をご提供いただける明示いただけますでしょうか。	日常点検結果のほか、新設設備の運転記録、水量・水質データ等を予定しています。
10	【落札者決定基準】 修繕計画の明確化	6	5	No.7					質問	評価基準の一覧に「導入を予定する沈でん池設備～標準的な修繕費用と具体的な修繕内容の提案を評価する」とあります。本項目の評価について、価格評価点の算出方法（入札参加者のうち最も低い入札価格/入札価格）と同様の方法で、「様式 - 7 - 3 - - 補足資料 年次計画表（維持管理事業費）の累計価格自体を単独で比較し評価することではなく、提案する内容を踏まえて評価する」との理解で宜しいでしょうか。	標準的な修繕費用と具体的な修繕内容の提案を評価するもので、入札価格の評価とは異なるものです。
11	【落札者決定基準】 技術提案の内容について	6	5	No.4					質問	既設機器の課題解決策として、「企業団の修繕周期より長い周期の提案」とありますが、延命した提案周期の間に軽微な消耗品交換を実施する小修繕を挟むことは可能でしょうか。	軽微な部品交換を実施する小修繕の内容が不明であるため、技術対話の際に確認してください。

質問No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/ 意見	内容	回答
1	【モニタリング基本 計画書(案)】 モニタリング実施頻 度について	3	第1	8					質問	モニタリングの頻度について、事業者によるセルフモニタリング回数と企業団の定期モニタリング回数は違いがあるという認識でよいでしょうか。(セルフモニタリング頻度は事業者提案で、定期モニタリングは企業団設定でしょうか。)	ご理解のとおりです。

質問No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/ 意見	内容	回答
1	【基本協定書(案)】	1	4条	(1)					質問	本条では契約当事者を「工事JV」と規定していますが、単独企業による受注の場合も本条の適用対象に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。その場合、「建設企業又は工事JV」との表現の方が適切と考えますが、ご見解をご教示ください。	ご理解のとおりです。基本協定締結時に契約当事者に応じて変更するため、基本協定（案）については原文のままとします。
2	【基本協定書（案）】 契約不適合責任等	2	5条	1項 2項					質問	対象施設の契約不適合や維持管理業務の成果物が要求水準書の定める基準、水準等を満たすか否かについて、「貴企業団が合理的に判断した場合を含む」と明記されていますが、貴企業団の裁量により契約不適合と判断された場合、乙に不測のリスクが生じますので、「合理的」と判断する一定の基準について明示していただけないでしょうか。	合理的と判断する一定の基準を示すことはできませんが、企業団が一方的に判断するものではなく、双方協議のうえ、決定するものとご理解ください。
3	【基本協定書（案）】 工事の契約不適合に伴う維持管理JVへの 直接賠償	2	5条	2項					質問	工事の設計又は施工に係る契約不適合により維持管理JVに損害が生じた場合について、工事JVが維持管理JVに対して直接賠償する損害の範囲及び損害額の確認方法をご教示ください。また、原因又は損害額について両JV間で合意に至らない場合に、企業団が確認又は協議に関与することを予定しているかご教示ください。	工事JVと維持管理JV間の直接賠償について、損害の範囲や損害額の確認等も含め、企業団が関与する予定はありません。
4	【基本協定書（案）】について	2	5条	3項					質問	本条項では、対象施設又は成果物が要求水準書の定める基準、水準等を満たしていないと甲が合理的に判断した原因が、不可抗力又は乙以外の者の責めに帰すべき事由によることを乙が立証した場合には、第1項及び第2項の規定を適用しない旨が規定されています。この点について、乙が当該原因を立証した場合には、甲が要求水準未達と判断していたとしても、乙は契約不適合責任及びこれに起因する是正費用負担その他の損害賠償責任を負わないとの理解でよいでしょうか。また、甲と乙との間で原因の帰責に関する見解が相違する場合において、乙が提出した技術的資料、調査結果、専門家意見等により、第3項に該当することが説明されているにもかかわらず、甲が一方的に要求水準未達として乙に是正措置又は費用負担を求めることは想定されていないとの理解でよいでしょうか。	要求水準未達の判断は、企業団と事業者の双方が協議して決めるものと考えています。また、基本協定の解釈に疑義が生じた場合においても双方が協議したうえで決めるものとしていることから、企業団が一方的に判断するものではありません。
5	【基本協定書（案）】について	2	5条	3項					質問	第3項に基づく乙の立証がなされた場合の判断手続及び甲が「合理的に判断した」とする場合の判断基準についてご教示ください。	判断手続き、並びに合理的に判断したとする場合の基準を示すことはできませんが、企業団が一方的に判断するものではなく、双方協議のうえ、決定するものとご理解ください。
6	【基本協定書（案）】 契約不適合責任等	4	8条	4項					質問	貴企業団は、解除事由を問わず、工事請負契約又は維持管理業務委託契約のいずれかが解除された場合には、直ちに他方の契約を解除できる旨が規定されています。貴企業団の都合や不可抗力による解除など、乙に何ら帰責事由が無い場合であっても、他方の契約から一方的に契約を解除されてしまうことにより乙に不測のリスクが生じますので、解除事由については乙に帰責事由がある場合に限定していただけないでしょうか。	基本協定書第8条については、企業団の都合により一方的に解除できるものではありません。
7	【基本協定書（案）】 解除時の違約金有無	4	8条	5					質問	本条第5項に基づき貴市の承諾を得たうえで代替となる企業を選定した場合でも、構成企業が解除されたことに関して、工事請負契約または維持管理業務委託契約に基づく違約金の支払は必要でしょうか。	解除事由、解除による影響等を確認したうえで判断します。
8	【基本協定書（案）】について	5	14条						質問	企業団と事業者との協議が整わず、リスク帰属又は費用負担に関する紛争が生じた場合、事業者が相談又は利用可能な公的機関、紛争解決機関、第三者委員会、ADR（裁判外紛争解決手続）等が想定されている場合には、その制度又は窓口についてご教示ください。	実施方針において、基本協定等に関する紛争については、横浜地方裁判所を第一審の管轄裁判所と定めております。また、建設工事請負契約書においては双方協議にて解決しない場合は、建設業法による神奈川県建設工事紛争審査会のあつせん、調停により解決を図るものとしており、維持管理業務委託契約書においては、双方協議により解決を図るものとしております。本事業において、上記以外の紛争解決手順を想定しておりません。
9	【基本協定書（案）】について	5	14条						質問	本条は、維持管理業務委託契約書、要求水準書等にも適用されるという理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。

質問No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/ 意見	内容	回答
1	【建設工事請負契約書(案)】 関連工事の調整	1	2条						質問	関連工事のとの調整・協力に伴って、当方側に増加費用が生じる場合の負担については、発注者が負担または請負代金の変更の対象となるという理解でよろしいでしょうか。	契約後の施工計画書に示される工程、企業団の運用、関連工事等を踏まえた調整を行い、その結果、大幅な変更が見込まれる場合に設計変更対象となります。
2	【建設工事請負契約書(案)】 関連工事の調整	1	3条	3項					質問	工事内訳書については、最終的な内訳が内訳書と異なっただとしても全体の契約金額に変更がなければ契約違反となるものではなく、工程表についても納期に影響しない限り工程表記載の工程と異なる工程で業務を遂行したとしても契約違反にはならないと理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	【建設工事請負契約書(案)】 関連工事の調整	1	4条	1項	(5)				質問	履行保証保険を付保する場合、本事業は設計・建設期間が最大で10年間の長期事業となっており、保険会社によっては期間一括での契約が出来ない保険会社もでております。そのため、一括でなく分割での付保も可能なものとさせて頂けないでしょうか。	保険の目的や期間に応じて分割することは問題ありません。
4	【建設工事請負契約書(案)】	1							質問	"設計図書"という表現がありますが、これは設計業務で事業者が作成する"実施設計図書"との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	【建設工事請負契約書(案)】 請負金額の変更等	5	25条 26条						質問	国土交通省の中央建設業審議会が公表している「公共工事標準請負契約約款」で規定されている、第1項、第3項及び第7項の協議について請負人からの意見の趣旨を出来る限り勘案し十分な協議を行うよう留意すると共に、協議不成立等を理由とする不利益取扱禁止に関する条項が本契約では記載されていませんが、本契約においても当該規定が考慮されると理解して宜しいでしょうか。	現段階では、建設工事請負契約書(案)のとおりとなります。
6	【建設工事請負契約書(案)】 賃金または物価の変動に基づく請負金額の変更について	6	26条	2項					質問	第26条第2項の全体スライドでは「1,000分の15を超える額」と規定されていますが、第5項の単品スライド条項及び第6項のインフレスライド条項については、受注者負担割合に関する規定が見当たりません。単品スライド条項及びインフレスライド条項における受注者負担については、国土交通省標準工事請負契約約款及び関連運用基準に準拠し、受注者負担割合を1,000分の10として運用するとの理解でよろしいでしょうか。また、異なる考え方を採用している場合は、その算定方法をご教示ください。	単品スライド条項及びインフレスライド条項については、ご理解のとおりです。なお、当企業団HPの 入札情報>入札・契約制度内に運用マニュアルがございますのでご確認ください。
7	【建設工事請負契約書(案)】 賃金又は物価変動に伴う請負金額の変更方法	6	26条	3項 5項 6項					質問	建設工事請負契約書(案)第26条第3項、第5項及び第6項に基づく請負金額の変更について、それぞれの変更額の算定に使用する物価指数又は価格資料、基準時点、対象費目及び算定方法をご教示ください。	事業者が採用する材料等を対象として協議によって決定するため、現状でお示しできるものではありません。ただし、基準日については公告日としています。
8	【建設工事請負契約書(案)】 適用対象	12	第52 の2	1					質問及び意見	本条第1項の適用対象は、本事業又は本入札に関連して行われた行為に限定されるとの理解でよろしいでしょうか。仮に本事業と無関係な他案件における独占禁止法違反等も対象となる場合、第2項との関係で、本事業終了後に新たに発生した行為についても都度請求権が発生し得ることとなり、事業者は実質的に期間の定めのない賠償リスクを負うこととなります。このため、本条の適用対象となる行為の範囲をご確認させていただきたい。	「この契約に關して」と記載のあるとおり、本契約を含む本事業の入札行為に關して定められた条文となります。
9	【建設工事請負契約書(案)】 著作権の譲渡等	14	65条	2項 3項					質問	設計成果物の内容を請負人の承諾なく自由に貴企業団が公表できる旨、設計成果物が著作物に該当しない場合には、請負人の承諾なく自由に改変出来る旨が記載されております。(業務委託契約書9条にも同様の記載。)しかし、設計・施工・維持管理一括型総合評価一般競争入札実施要綱第16条には、「入札参加者から提出された技術資料等の著作権は入札参加者に帰属する。ただし、企業団は、技術提案などを外部に公表する場合及び入札参加者の承諾を得た場合は、技術資料を無償で使用することが出来る」との記載があります。そのため、請負契約について修正いただけますと幸いです。	請負契約では、本事業の成果物に対して定めるものであり、入札実施要項は入札参加者が提出する技術資料(技術提案書等)に対する記述であり、対象が異なっています。そのため、工事請負契約の修正は考えておりません。
10	【建設工事請負契約書(案)】	14	69条						質問	第69条では、第18条第1項第1号(設計図書相互の矛盾・不一致)が適用除外とされていますが、第2号(誤謬・脱漏)、第3号(表示不明確)、第4号(現場条件相違)、第5号(予見不能な特別な状態)については、引き続き適用されるとの認識でよろしいでしょうか。また、第1号のみを適用除外としている理由についても、併せてご教示いただけないでしょうか。	第18条第1項第1号に「設計図書相互の矛盾・不一致」との記載はありません。 第2号以降は適用されます。 第1号を適用除外としている理由は、本事業において仕様書や現場説明書等がないためです。

質問No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/ 意見	内容	回答
11	【建設工事請負契約書(案)】	14	80条	3					質問	ここで規定されている「契約期間」とは、工事請負契約期間を指すとの理解でよろしいでしょうか。それとも、本事業期間全体を指すものでしょうか。また、工事目的物引渡し後の性能・機能の保持に関する責任範囲及び維持管理事業者との責任分界についてご教示ください。	「契約期間」は工事請負契約期間を指します。 また、ご質問の「工事目的物引渡し後の性能・機能の保持に関する責任範囲」が指す内容が不明ですが、契約不適合責任期間等を指すものとすれば第54条を参照ください。 なお、維持管理事業者との責任分界については基本協定書第5条に示すとおりです。
12	【建設工事請負契約書(案)】	14	81条	5					質問	「乙が負担する費用について低減すると見込まれる額は甲乙協議して甲が行う」との記載では、縮減効果の算定・配分方法が不明確です。改善提案によるメリットを甲乙双方で共有できる仕組みとなるよう、規定の明確化をお願いいたします。	第81条（プロフィットシェア）については、契約後のモニタリング等で双方が協議して決定するものと考えています。 そのため、原文のとおりとします。
13	【建設工事請負契約書(案)】 違約金及び賠償金の定めに関する特則	15	77条						質問	違約金又は賠償金は、損害賠償額の予定ではない旨が規定されています（業務委託契約書第62条も同様）。国土交通省の中央建設業審議会が公表している「公共工事標準請負契約約款」では、違約金（賠償金）は損害賠償額の予定や賠償額の限度として扱われていることと比較すると、請負人は過大な損害賠償責任を負うことになりますので、本条の特則については見直しをしていただけないでしょうか。	見直しは考えておりません。 原文のとおりとします。
14	【建設工事請負契約書(案)】 技術提案等の履行確認について	15	80条						質問	第80条に規定する「標準案によるものとされた項目」とは、何を指しているのかご教示下さい。	本事業の「要求水準書」に基づき、事業者が独自の技術提案を行わず、企業団があらかじめ設定した標準案に従って実施することとした項目を指します。
15	【建設工事請負契約書(案)】 プロフィットシェア	16	81条						質問	請負人の創意工夫等による改善提案により、コスト削減に至った場合、貴企業団の判断により請負代金を減額することが可能となっています。（業務委託契約書65条も同様）コスト削減分が全て請負代金の減額とならないよう、請負人の貢献分（利益）について協議の場を設けていただけるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	【建設工事請負契約書(案)】 リスク分担保：不可抗力について	17	別添1	No.43					質問	不可抗力について生じた損害の一部について事業者も負担する旨が規定されていますが、当該負担については、工事請負契約書第30条の規定に基づく負担と理解して宜しいでしょうか。（業務委託契約も同様と理解しています）	ご理解のとおりです。
17	【建設工事請負契約書(案)】 別添1 リスク分担保	18	別添1	No.45					質問	「環境汚染物質（アスベスト・PCB等）の対策に関するもの」について、要求水準書や閲覧資料等では具体的な明示がされていないと理解しております。このため、環境汚染物質（アスベスト・PCB等）の調査費は提案事業者が提案価格に見込んで受注後に実施するものとし、アスベスト調査等の結果から対策が必要となった場合、その対策費は設計変更の対象となるという理解でよろしいでしょうか。（入札上限価格に調査費が考慮されており、必要な調査期間が工期に見込まれているという前提です）	ご理解のとおりです。
18	【建設工事請負契約書(案)】 別添1 リスク分担保	18	別添1	No.46					質問	「埋蔵文化財の存在に関するもの」について、本事業は、既設土木構造物上に設置されている機械設備を更新するという工事内容ですが、埋蔵文化財の存在がリスクとなるケースは具体的にどのような場合を想定されていますでしょうか。また、埋蔵文化財の存在に関する資料は明示されてないと理解しておりますが、万が一機械設備更新工事において埋蔵文化財の存在によって工事の停止が必要となった場合、工期延期は認められるという理解で宜しいでしょうか。	本事業はご指摘の通り既設土木構造物上の設備更新が主たる工事内容ですが、以下のようなケースにおいて埋蔵文化財の調査や保護措置が必要となる可能性を想定し、項目を設けています。 ・屋外配管、配線の埋設工事 ・工事用クレーンの基礎設置や、重機車両の走行路確保のための地盤改良・掘削が必要となる場合 なお、埋蔵文化財の存在により工事の停止が必要となった場合の工期延期については、ご理解の通りです。

質問No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/ 意見	内容	回答
1	【維持管理業務委託契約書(案)】	1	1条	3					質問	「前項の指示若しくは…」とありますが、前項には指示に関する規定がないことから、「甲の指示若しくは…」の誤記ではないでしょうか。ご教示ください。	誤記ではありません。
2	【維持管理業務委託契約書(案)】 業務の方法等	1	7条	2項					質問	受注者の従業員の行為は全て受注者の責任となっており、貴企業団の指示に従った場合等まで責任を負うとすると過大な責任となりますので、受注者に帰責事由がない場合は、責任を免除していただけないでしょうか。	受注者の帰責事由の有無については、双方協議により決定します。
3	【維持管理業務委託契約(案)】について	1	7条	2					質問	「乙の従業員が甲の建物内において行う業務上の行為は、すべて乙の責任とする。」とありますが、当該行為が専ら甲又は甲の指定する職員の指示に基づくものであった場合は、乙の責任には該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	受注者の帰責事由の有無については、双方協議により決定します。
4	【維持管理業務委託契約(案)】について	2	14条	2					質問	貸与品等の引渡しと同時に、貴市の受領書又は借用書の様式をご提供いただくことは可能でしょうか。	貸与品等の引渡し時に提供します。
5	【維持管理業務委託契約(案)】 甲の請求による履行期間の延長	3	21条	1項 2項					質問	貴企業団は、特別の理由によって履行期間の短縮および受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間の変更を求めることができる旨が規定されていますが、その特別の理由について想定事由がありましたらご教示いただけないでしょうか。	現状で想定する事由はありません。
6	【維持管理業務委託契約(案)】について	3	21条	1					質問	「特別の理由により」とありますが、具体的にどのような理由を想定しているのでしょうか。	現時点で特別な理由の想定はありません。
7	【維持管理業務委託契約(案)】について	4	25条						質問	甲乙双方の責によらない事由によって生じた損害については、甲乙で協議を行うとの理解でよろしいでしょうか。 またその際は、その損害の発生が不可抗力又は乙以外の者の責めに帰すべき事由によることを乙が立証した場合には、損害賠償の責任を負わないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	【維持管理業務委託契約(案)】について	4	26条	1項					質問	甲乙双方の責によらない事由によって第三者に及ぼした損害については、甲乙で協議を行うとの理解でよろしいでしょうか。 またその際は、その損害の発生が不可抗力又は乙以外の者の責めに帰すべき事由によることを乙が立証した場合には、損害賠償の責任を負わないとの理解でよろしいでしょうか。	双方の協議により決定します。
9	【維持管理業務委託契約(案)】 業務委託料の変更に代える設計図書の変更	4	27条	1項					質問	貴企業団は、特別の理由によって業務委託料又は負担すべき費用に代えて設計図書を変更することが出来る旨が規定されていますが、その特別の理由について想定事由がありましたらご教示いただけないでしょうか。	現時点において具体的な想定は有りませんが、インフレや経済情勢の急変により特定のコストが著しく上昇した際、増額で対応するのではなく、業務の効率化や範囲の縮小等（設計図書の変更）を行うことで、支出を適正な範囲に留める必要がある場合等を想定しています。
10	【維持管理業務委託契約書(案)】 行為の範囲	7	第41 の2	1					質問及び意見	本条第1項の適用対象は、本事業又は本入札に関連して行われた行為に限定されとの理解でよろしいでしょうか。仮に本事業と無関係な他案件における独占禁止法違反等についても対象となる場合、第2項との関係で、本事業終了後に新たに発生した行為についても都度賠償請求権が発生し得ることとなり、事業者は実質的に期間の定めのない賠償リスクを負うこととなります。本条の適用対象となる行為の範囲についてご教示ください。	「この契約に関して」と記載のあるとおり、本契約を含む本事業の入札行為に関して定められた条文となります。
11	【維持管理業務委託契約書(案)】保険	8	45条	1項					質問	要求水準で事業者に求める保険はないと理解しておりますが、火災保険については既設・新設設備含め発注者が付保されとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	【維持管理業務委託契約書(案)】 特約条項の総則	9	48条	7項 8項					質問	違約金及び賠償金における算定基礎が「履行期間全体における維持管理に係る対価の10分の1」と読み替えられていますが、本件事業の維持管理期間が23年と長期間となるため極めて多額の違約金、賠償金となります。既に受注者が受領した維持管理の対価（サービス対価A及びB）の10分の1と限定していただけないでしょうか。	見直しは考えておりません。 原文のとおりとします。
13	【維持管理業務委託契約書(案)】	9	55条						質問及び意見	第14条（貸与品等）と第55条（支給品及び貸与品）は内容が重複しているように見受けられます。第55条を適用する趣旨であれば、第14条を第49条の適用除外条項に追加いただきたくお願いいたします。併せて、両条項の関係及び第55条を規定する意図をご教示ください。	第55条については、本維持管理業務の実施に特別に必要な支給品、貸与品を規定したものです。 第14条については、広い意味で貸与品等を規定したものであるため、原文のとおりとします。

質問No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/ 意見	内容	回答
14	【維持管理業務委託契約書(案)】について	11	62条						質問	甲は乙に対して当該超過分の損害の賠償を請求することを妨げるものではないとありますが、賠償の請求に当たっては事前にその内容等について甲乙で協議を行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	【維持管理業務委託契約書(案)】サービス対価の算定方法及び支払時期	12	別添1	2	(3)				質問	入札額には計画外修繕の金額は含まないと理解してよろしいでしょうか。 また、計画外修繕業務の発生事由について受注者に帰責事由がない場合は、貴企業団がその責任を負担するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	【維持管理業務委託契約書(案)】サービス対価について(別添1)	12	別添1						質問	維持管理に関わる対価の支払いについて維持管理業務委託契約書(案)別添1にサービス対価の構成・サービス対価の算定方法及び支払時期を示して頂いております。この中で、サービス対価A,B,Dに関しては、提出資料様式-7-3-補足資料にて維持管理事業費として記載する業務として示して頂いておりますが、サービス対価C計画外修繕業務については、示されておりません。サービス対価Cについては、本事業の維持管理事業費の予算外とし、別途見積のうえ民間事業者に支払われる対価と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	【維持管理業務委託契約書(案)】物価変動におけるサービス対価の変更について(別添1)	13	別添1	3	(2)				質問	物価変動の改定率の算定として用いる指数は、甲と乙が協議の上で決定すると示して頂いておりますが、保守点検業務・修繕業務・清掃業務において現段階で想定される指数(物価指標)の想定があればご教授願います。	双方の協議により決定するため、現段階で想定している指数はありません。
18	【維持管理業務委託契約書(案)】	13	別添1	3	(1)				質問	改定率の確認はいつ行うのでしょうか。また、改定後のサービス対価はいつから適用されるのでしょうか？(当該年度支払分から適用するのか、翌年度支払分から適用するのか)	「複数年にわたる業務委託契約におけるスライド条項の適用について」及びその「手引き」を参照してください。
19	【維持管理業務委託契約書(案)】	13	別添1	3	(1)				質問	改定率が何%を超えた場合にサービス対価は改訂されるのでしょうか？	「複数年にわたる業務委託契約におけるスライド条項の適用について」及びその「手引き」を参照してください。
20	【維持管理業務委託契約書(案)】	13	別添1	3	(1)				質問	サービス対価の変更における事業者負担割合(～%までは事業者負担など)の設定はなく、改訂された分全てが貴企業団負担という理解でよろしいでしょうか。	「複数年にわたる業務委託契約におけるスライド条項の適用について」及びその「手引き」を参照してください。
21	【維持管理業務委託契約書(案)】	13	別添1	4	(3)				質問	急激なインフレーション又はデフレーションとありますが、“急激なインフレーション”とは1.5%を超えるものとの理解で宜しいでしょうか。	「複数年にわたる業務委託契約におけるスライド条項の適用について」及びその「手引き」を参照してください。
22	【維持管理業務委託契約書(案)】 「リスク分担表」 (別添2) 負担者について	14	別添2	3	(1)	ア			質問	是正レベル4の各是正レベルに該当する事象として「コンプライアンス違反(法令違反、虚偽報告等)」とありますが、これは相模原浄水場が停止となる事象が発生した場合におけるコンプライアンス違反との認識でよろしいでしょうか？	綾瀬浄水場が停止となる事象の有無にかかわらず、コンプライアンス違反があった場合はペナルティーを課すものです。
23	【維持管理業務委託契約書(案)】 別添2 違約金の請求(重畳の有無)	14	別添2	3	(1)				質問	提案内容未達の場合、本項に基づく違約金の請求は設計・施工・維持管理一括型総合評価一般競争入札実施要綱の第16条第4項の定める違約金の請求とそれぞれ重畳して課されるのでしょうか。それともいずれかのみ課されるのでしょうか。	設計・施工・維持管理一括型総合評価一般競争入札実施要綱の第17条第4項は、設計・施工に関する内容と理解してください。 維持管理業務に関しては、同委託契約書(案)別紙2に示す方法で違約金を請求します。
24	【維持管理業務委託契約書(案)】 別添2 要求水準又は提案内容未達の場合の措置	14	別添2	3	(1)				質問	3. 違約金の請求について、要求水準等の未達時におけるサービス対価の減額に関する記載がございますが、一方で【設計・施工・維持管理一括型総合評価一般競争入札実施要綱】6頁の17条2項及び4項にも、違約金に関する記載があり重複していますが、【維持管理業務委託契約書(案)】51条より、サービス対価については、【維持管理業務委託契約書(案)】が優先して適用され、【設計・施工・維持管理一括型総合評価一般競争入札実施要綱】6頁の17条2項及び4項については、設計・施工に限定した記載であるものとの理解でよろしいでしょうか。	設計・施工・維持管理一括型総合評価一般競争入札実施要綱の第17条2項及び4項は設計・施工に関する内容との理解で差し支えありません。
25	【維持管理業務委託契約書(案)】 別添2 ボーナスポイントについて	15	別添2	4					質問	「企業団の事業に多大な貢献をした場合」とありますが、具体的にどのようなものを想定しているのでしょうか。	現段階で想定できる内容はないため、事業開始後のモニタリングにおいて確認します。

質問No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/ 意見	内容	回答
26	【維持管理業務委託 契約書（案）】	15	別添 2	4					質問	ボーナスポイントの付与とありますが、付与されるポイント数及び付与基準はございますでしょうか。	ポイント数及び付与基準については、契約後の協議により決定します。
27	【維持管理業務委託 契約書（案）】 「リスク分担表」 （別添3） 業務 想定外業務 について	16	別添 3	24	2				質問	2にて、事業者（乙）の善管注意義務違反や業務不履行等によるものとありますが、「等」にあたるものとして具体的に想定されている事象をご教示ください。	第三者による加害行為が、事業者の安全管理不足や予見可能性の検討不足によって発生した場合などを想定しています。
28	【維持管理業務委託 契約書（案）】 「リスク分担表」 （別添3） 労務 ハラスメント 行為について	16	別添 3	30					質問	事業者の対応不備による賠償請求、企業イメージの低下は、事業者（乙）負担となっています。企業団（甲）から契約範囲外の要求が行われた場合等、事業者の対応不備とはいえない場合には、逆に、事業者（甲）負担ということによろしいでしょうか。	事業者の対応不備ではない場合は、事業者（乙）の負担とはならないものと考えます。
29	【維持管理業務委託 契約書（案）】 「リスク分担表」 （別添3） 資金 物価変動 について	16	別添 3	34	3				質問	3にて、「一定の割合を超える費用負担は企業団（甲）、それ以外は事業者（乙）が負担とし、その割合は本事業に係る工事請負契約書及びこの契約において定める」とありますが、乙が赤字になったとしても、一定の割合を超えなければ、営利社団法人である乙の負担となるのでしょうか。	インフレ・デフレ（物価変動）に関する費用の増減については、国土交通省の指針を参考に策定した企業団のガイドラインに基づくものとしていますので、ご理解ください。
30	【維持管理業務委託 契約書（案）】	16	別添 3	No. 4 3					質問	別添3リスク分担表の“不可抗力”について、事業者負担とありますが、事業者負担が発生する根拠や負担割合はどのように判断するのでしょうか。	維持管理業務委託契約書第58条「不可抗力による損額」に記載のとおりです。
31	【維持管理業務委託 契約書】 「リスク分担表」 （別添3） 負担者 について	16	別添 3		1				質問	1にて、「リスク分担にない事象については企業団（甲）と事業者（乙）間で協議の上、対応方法を決定する」「リスク分担が定められた事象についても、その発生事象や発生事由に応じてリスク分担について協議を行うものとする」との記載がありますが、本規定は、企業団と事業者が対等な立場で協議することを予定した規定であり、事業者が根拠を提示している場合には、企業団が一方的にリスク帰属又は費用負担を決定する趣旨ではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	【維持管理業務委託 契約書（案）】 「リスク分担表」不 可抗力について	16	別添 3	No. 4 3					質問	被害を最小限にとどめる経済的動機付けのため、生じた損害の一部について事業者負担とありますが、どの程度の負担を想定されておりますでしょうか。	維持管理業務委託契約書第58条「不可抗力による損額」に記載のとおりです。
33	【維持管理業務委託 契約書（案）】 「リスク分担表」 （別添3） 施設 施設の損傷 について	17	別添 3	53	9				質問	9にて、事業者（乙）の善管注意義務違反や業務不履行等によるものとありますが、「等」にあたるものとして具体的に想定されている事象をご教示ください。	第三者による加害行為が、事業者の安全管理不足や予見可能性の検討不足によって発生した場合などを想定しています。
34	【維持管理業務委託 契約書（案）】 「リスク分担表」 （別添3） 負担者 について	17	別添 3		6				質問	6にて、「リスク分担にない事象については企業団（甲）と事業者（乙）間で協議の上、対応方法を決定する」「リスク分担が定められた事象についても、その発生事象や発生事由に応じてリスク分担について協議を行うものとする」との記載がありますが、本規定は、企業団と事業者が対等な立場で協議することを予定した規定であり、事業者が根拠を提示している場合には、企業団が一方的にリスク帰属又は費用負担を決定する趣旨ではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	【維持管理業務委託 契約書（案）】 是正レベルについて	14	別添 2	3	(1)	ア			質問	レベル3に規定される「綾瀬浄水場沈でん池設備が停止となる事象」について、対象となる停止事象の具体例をご教示ください。	維持管理上予定される停止を除き、事業者の責によって綾瀬浄水場沈でん池設備が停止した場合及び停止を余儀なくされた場合等を想定しています。

質問No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/ 意見	内容	回答
1	【設計・施工・維持 管理一括型総合評価 一般競争入札実施要 綱】 技術提案等が達成さ れなかったときの対 応などについて	6	17条	4項					質問	第17条2項について、技術提案が達成されなかった場合は、記載の通りまずは改善指示があり、それでも達成できなかった場合に契約解除を行使する場合があるという理解で宜しいでしょうか。 また、この技術提案未達によって契約解除権が行使された場合に、4項記載のの違約金（技術提案未達時に再算定される価格と入札価格との差額分）を支払う必要があるという理解で宜しいでしょうか。 なお、請負金額の10分の1に相当する違約金については、工事請負契約第52条第2項に記載の違約金を指しているという理解で宜しいでしょうか。	第1段落目の質問についてはご理解のとおりです。 違約金については、技術提案未達時に再算定される価格と入札価格との差額分のほか、請負金額の10分の1に相当する違約金を支払うこととなります。 工事請負契約約款第52条とは別になります。
2	【設計・施工・維持 管理一括型総合評価 一般競争入札実施要 綱】 違約金の計算につい て	6	17条	4項					質問	第17条第4項の違約金算定において、「評価値が落札決定時と同一になるよう価格を再計算」とありますが、価格評価点が上限値（20点）を超える場合の取扱いをご教示ください。 例えば、落札時の評価値が85点（技術評価点70点、価格評価点15点）であった者について、技術提案未達により技術評価点が60点となった場合、落札時と同一の評価値（85点）を実現するためには価格評価点25点相当が必要となります。 このような場合、 価格評価式をそのまま用いて再計算するのか 価格評価点の上限20点を前提とするのか その他の算定方法によるのか ご教示いただけますと幸いです。	詳細については、総合評価方式ガイドラインを参照してください。
3	【設計・施工・維持 管理一括型総合評価 一般競争入札実施要 綱】 違約金の計算につい て	6	17条	4項					質問	第17条第4項に定める違約金について、技術提案未達時に再算定される価格と入札価格との差額を違約金算定の基礎とする規定が設けられていますが、同一の技術提案未達であっても、応札価格が高い事業者ほど違約金額が大きくなる一方、最低価格付近で応札した事業者は違約金額が小さくなる結果となるものと理解しております。 このため、技術提案未達の程度と違約金額が必ずしも比例しないように見受けられますが、このような理解でよろしいでしょうか。 また、上記理解のとおりである場合、同一の技術提案未達であっても応札価格によって違約金額に大きな差が生じることから、違約金額の算定方法について見直しをご検討いただけないでしょうか。	技術評価点が減点された場合に、特定されなかった応募者の評価点が事業者の評価点を上回る恐れがあるため、技術評価点の減点分を価格評価点で補い、特定された時点の評価点を回復すべきとして算定方法を決定しています。 やむを得ない事情によって技術提案内容が達成できない場合等を除き、技術提案内容は確実に履行して頂くことを前提とするものです。 違約金額の算定方法の見直しは考えていません。
4	【設計・施工・維持 管理一括型総合評価 一般競争入札実施要 綱】 解除の区分	6	第17	3					質問	本第3項に定める「受注者が契約解除を申し出た場合も同様とする」というのは工事請負契約書第48条及び第49条並びに維持管理業務委託契約書第36条及び第37条に基づき事業者が行う解除は対象ではないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、事業者からの一方的な都合により契約を解除する場合は、指名停止等措置要領の別表2不正又は不誠実な行為とみなします。

質問No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/ 意見	内容	回答
1	【提出書類作成要領 及び様式集】	2	第2	1	表2				質問	様式 - 7 - 1 - について「A4×2枚」と記載されている一方、同資料のp.31には「A3判2枚で作成」と記載されています。「A4×2枚」が正との理解で宜しいでしょうか。	「A4×2枚」が正です。様式集を修正します。
2	【提出書類作成要領 及び様式集】 提出書類の様式	2	第2	1					質問	表2.入札書及び技術提案書等の様式 - 7 - 1 - 基本方針に関する提案について、備考欄に「A4×2枚」と記載がある一方で、31頁目には「この様式はA3判2枚で作成してください。」との注釈があります。A4×2枚が正との理解でよろしいでしょうか。	「A4×2枚」が正です。様式集を修正します。
3	【提出書類作成要領 及び様式集】 提出書類の様式	2	第2	1					質問	表2.入札書及び技術提案書等の様式 - 2 要求水準適合チェックシートについて、特に本資料内では様式は特に指定されていないことから、A3またはA4、Microsoft WordまたはMicrosoft Excel等（Excelでの作成を想定しています）、任意との理解で宜しいでしょうか。	要求水準チェックシートは不要であるため、様式集を修正します。
4	【提出書類作成要領 及び様式集】 (様式 技術提案書 添付資料)	2						表2	質問	要求水準書p23に記載がある"本事業の実施にあたり必要となる更新対象外の設備改造（撤去含む）の内容について整理し、概要を～"について、概要を記載する資料は技術提案書添付資料の"A3×最大20ページ"に含まれるのでしょうか。	既設設備の改造内容は、入札参加者の任意様式、枚数での提出とします。 提出する資料には、改造内容の概要、想定する設備影響を記載してください。
5	【提出書類作成要領 及び様式集】 (提案書類の作成要 領（全般）)	3	3			(イ)			質問	"提案書類の作成要領（全般）(イ)"について、記述する文字サイズは11ポイント以上とあります。文字ポイントは整理し、概要を～"について、概要を記載する資料は技術提案書添付資料の"A3×最大20ページ"に含まれるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	【提出書類作成要領 及び様式集】 (提案書類の作成要 領（全般）)	3	3			(イ)			質問	"提案書類の作成要領（全般）(イ)"について、記述する文字サイズは11ポイント以上とあります。文字ポイントは変更しませんが、枠外・枠内それぞれの各文字の行間設定は文字への影響がない範囲で変更は可能との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	【提出書類作成要領 及び様式集】 (提案書類の作成要 領（全般）)	3	3						質問	"提案書類の作成要領（全般）"について、元の記載内容や指定された版（A4やA3）は変更しませんが、各様式の枠や余白設定など、指定がない設定は事業者の任意で変更は可能との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	【提出書類作成要領 及び様式集】 (提案書類の作成要 領（全般）)	3	3						質問	"提案書類の作成要領（全般）"について、元の記載内容や指定された版（A4やA3）は変更しませんが、様式名称、グループ名や社名などは、余白等に記載を移動させ、枠を拡大することは可能との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	【提出書類作成要領 及び様式集】 (提案書類の作成要 領（全般）)	3	3						質問	"提案書類の作成要領（全般）"について、元の記載内容や指定された版（A4やA3）は変更しませんが、様式名称、グループ名、社名（の枠内は、記入しないで下さいと御指示のある枠含め）などは、様式上部の余白などまで移動させ、枠を拡大することは可能との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	【提出書類作成要領 及び様式集】 様式の余白について	3	第2	3	(イ)				質問	様式 - 7 - 1 - 4の技術提案書の様式について、「様式枠内の説明文等は削除して作成すること。ただし、図表等は様式枠内に記載すること。」と記載されていますが、説明文削除後、様式の枠や余白を変更しても差し支えないでしょうか。 また、説明文等は削除しても、「社」（「」は枠を表現）の部分は残しておくという理解でよろしいでしょうか。	説明文削除後、様式の枠や余白を変更しても差し支えありません。 、*太枠内に記述、（文字サイズ11pt）は削除しても構いません。
11	【提出書類作成要領 及び様式集】 提案書類のインデ ックスについて	3	第2	3	(イ)				質問	「インデックスシールを貼付すること」と記載されていますが、インデックスシールの代わりに、インデックスシート（耳付き用紙）を挿入する方法でも差し支えないでしょうか。 また、「評価項目ごとにインデックスシールを貼付すること」と記載されていますが、インデックスの区分は大項目（例：「事業全体に関する項目」「設計施工業務に関する項目」等）ごとに設定するとの理解でよろしいでしょうか。	インデックスシートの挿入で問題ありません。 区分につきましてはご理解のとおりです。

質問No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/ 意見	内容	回答
12	【提出書類作成要領 及び様式集】 正本・副本企業名記 載について	3	第2	3	(ウ)				質問	「副本は、応募者名や構成企業名が特定されないよう に、アルファベット(A、B、C...)に置き換えるとともに、 これにより難い書類については名称・マーク等の記 載を削除又は黒塗りとすること。」との記載ありますが 、正本のみに企業名対応表を添付し、その他のページ については副本と同一の内容(企業名を記載しない)と して提出しても差し支えないでしょうか。	副本のみ、応募者名や構成企業名が特定されない ようアルファベット標記や黒塗りの対応としてく ださい。 正本については、応募者名や構成企業名を記載し てください。
13	【提出書類作成要領 及び様式集】 (様式 - 5 - 5 -)設計業務におけ る配置予定者の資格 配置予定者技術者届 設計業務における配 置予定者の資格	16							質問	要求水準書p26,34に記載がある"地下水等による沈でん池 の浮上リスクの検討"やp22に記載がある"構造物の改造 (撤去含む)が必要な場合の耐震性の確認"については、 事業者(機械メーカ)単独では検討や確認が困難な内容 となる場合も考えております。これらの検討や確認をコ ンサルタントに委託することは、本様式に示される"設計 業務はコンサルタントが実施し～"には含まれないとの理 解でよろしいでしょうか。	協力企業としてコンサルタント等に検討の一部を 再委託することは可能です。
14	【提出書類作成要領 及び様式集】 「技術提案書の提出 様式」の表紙の番号 について	21							質問	「 技術提案書の提出様式」と記載されていますが、 「 技術提案書の提出様式」の誤記であると理解して宜 しいでしょうか。	「 技術提案書の提出様式」の誤りです。様式集 を修正します。
15	【提出書類作成要領 及び様式集】 「提案書類提出一覧 表」の表内の文言に ついて	22							質問	表中の様式 -7-2 のグレー帯項目に 「技術提案書(設計・工事にに関する事項)」 と記載されていますが、頁34/35では、 「技術提案書(設計施工業務に関する事項)」 と記載されています。どちらを正とすべきでしょうか。	「技術提案書(設計・工事にに関する事項)」の誤 りです。様式集を修正します。
16	【提出書類作成要領 及び様式集】 提出書類の様式	31							質問	様式 -7-1～4の技術提案書について、用紙の体裁を同じ にすることを前提として、様式、グループ名、社名(の 枠)は元の書式を維持し、「 の枠内は、記入しない でください」「*太枠内に記述」「(文字サイズ11pt)」 などの注意書きを削除して、太枠を拡大・余白を任意に 設定することは可能でしょうか。	差し支えありません。
17	【提出書類作成要領 及び様式集】 提出書類の様式	31							質問	様式 -7-1～4の技術提案書について、A4×2枚をA3とす る場合は、左上に様式、グループ名、社名(の枠)は 元の書式を維持して、その他太枠を任意で設定して作成 してもよろしいでしょうか。	差し支えありません。
18	【提出書類作成要領 及び様式集】 「様式 -7-1- 」の様式サイズに ついて	31							質問	最下段に「 この様式はA3判2枚で作成してください。」 と記載されていますが、頁2の表2:「入札書及び技術提 案書等」では「A4×2枚」と記載されています。どちらを 正とすべきでしょうか。	「A4×2枚」が正です。様式集を修正します。
19	【提出書類作成要領 及び様式集】 (様式 -7-2- 技術 提案書) 設計施工業務に関す る事項	34							質問	フラッシュミキサーは運用しながら機器更新可能な機器 導入の提案とあります。"運用しながら"とは、混和池に 水を流している状態との理解になるでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	【提出書類作成要領 及び様式集】 様式 -7-2- 技術提 案書 設計施工業務に関す る事項	35							質問	"更新後の施設において、次の条件 ～ に対する根拠が 明確に示された具体的な設備能力の提案を評価する"とあ ります。"条件 機器の納入実績"について、納入実績の 対する根拠はどのような内容を考えてでしょうか。	納入実績については、企業団で確認することがで きますので、根拠資料の提出は求めません。
21	【提出書類作成要領 及び様式集】 (様式 - 7 - 3 -)技術提案書 (維持管理業務に関 する事項)	38							質問	"年次計画表"の作成にあたり、想定されている別途工事 となる電気設備の発注時期をご教示頂けないでしょ うか。	令和10年4月の契約を予定しています。
22	【提出書類作成要領 及び様式集】 (様式 - 7 - 3 -)技術提案書 (維持管理業務に関 する事項)	38							質問	標準的な修繕費用・修繕内容に関する提案について、技 術提案時に提出する"様式 - 7 - 3 - - 補足資料 年 次計画表(維持管理 事業費)に記入する価格の累計額 は、別途提出する事業者の入札額及び入札公告の提案上 限価格を超えた金額で提示しても、入札制度としての失 格や、技術提案上の要求水準以下としての失格の判断は ないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

質問No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/ 意見	内容	回答
23	【提出書類作成要領 及び様式集】 (様式 -7-3- 技術 提案書) 維持管理業務に関する事項	40							質問	緊急時として"原水水質悪化時"とあります。原水水質悪化時とは原水水質が高濁度の場合との理解で宜しいでしょうか。	高濁度に限定しておりません。
24	【提出書類作成要領 及び様式集】 (様式 -7-3- 技術 提案書) 維持管理業務に関する事項	40							質問	緊急時として"原水水質悪化時"とあります。対応計画の検討にあたりその他想定されている内容がありましたらご教示ください。	河川への薬品や油等の混入を想定しています。
25	【提出書類作成要領 及び様式集】 (様式 -7-3- 技術 提案書) 維持管理業務に関する事項	40							質問	緊急時として、災害時、設備故障時、原水水質悪化等とあります。"等"について想定されている内容がありましたらご教示ください。	一例を示したものであり、提案要素となるため、応募者にてご検討ください。
26	【提出書類作成要領 及び様式集】 様式 -7-4について	43							質問	様式 -7-4で「上記に示す提案項目以外の内容」とありますが、他様式に記載した提案内容と同じ内容の場合は、評価されないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

質問No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/ 意見	内容	回答
1	【要求水準書】 事業スケジュールについて	5	第1	3	(4)	ウ			質問	「なお、設計・施工期間を短縮する提案があった場合であっても、事業期間及び維持管理期間は上記期間から変更しないものとする。」とありますが、短縮する場合は施工完了後に現状の維持管理者へ運転説明・指導等を行って引き渡しとの理解でよろしいでしょうか。	施工完了後、企業団への運転説明・指導等を求めます。
2	【要求水準書】 調査について	5	第1	3	(4)	工			質問	各種調査が施工（工事）区分に入っています。想定される施工に必要な事前調査に該当する項目を明示していただくことは可能でしょうか。例えば、施設内の現地目視調査は入らない。ボーリングや測量など何か作業を伴う調査は入る等。 その場合、当該期間中も工事監視技術者の配置と常駐対応が必要となる認識でしょうか。	企業団で想定している調査はないため、事業者が設計及び工事において必要と考える調査を見込んでください。 調査期間中も監視技術者の配置は必要ですが、常駐は求めません。
3	【要求水準書】 本事業の対象となる業務範囲	5	第1	3	(4)	工			質問	表1-1業務対象範囲の“維持管理業務 保守点検”に年次点検及び精密点検と記載されていますが、月例点検は同項目に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	月例点検の必要性の有無、頻度は事業者提案となります。
4	【要求水準書】 別途発注工事の遅延等に伴う工期及び請負金額の変更	11	第1	6	(3)				質問	別途発注予定の「綾瀬浄水場監視制御設備改良工事」の工程遅延、施工内容の変更又は本事業との取合い条件の変更により、受注者に帰責性のない事由によって本事業に工程延長又は追加費用が生じた場合、工期及び請負金額の変更対象となるとの理解で宜しいでしょうか。	双方の協議により決定します。
5	【要求水準書】 統括責任者	18	第2	1	(2)				質問	プロジェクトマネージャーとして業務を実施した経験とは、「1件の契約内で設計及び施工期間に従事し、設計の思想等を施工部署に伝えるなど各事業の調整を担った経験」と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。 プロジェクトマネージャーの該当可否の確認が必要であれば、技術対話の際に確認してください。
6	【要求水準書】 排泥弁の現状課題	18	第2	1	(1)	ウ	(d)		質問	「原水高濁度時に排泥弁の不具合などにより、排泥待ちの状態が発生することがある。」について、具体的にはどのような不具合でしょうか。 「また、排泥ビット内で排泥の流路が形成され、適切に排泥できていない。」の要因は、排泥弁の不具合によるものでしょうか。 また、現在この課題に対してどのように対処しているのかご教示お願いします。	排泥弁の開閉動作不良や配管からのエア漏れ等により、予定していた排泥が完了せず、待機する次弁の排泥工程へ移行できない「排泥待ち」が生じることがあります。 排泥ビット内の流路の形成については、現段階で要因は不明です。 排泥待ちの状態が発生した際には、管理室のオペレーターによる操作等により対応しています。
7	【要求水準書】 統括責任者	18	第2	1	(2)				質問	プロジェクトマネージャーの実績は、発注者又はアドバイザー等の発注者支援における実績も対象となりますか。	設計・工事業務における実績を対象とします。
8	【要求水準書】 沈でん池機器更新時の池内清掃について	20	第2	3	(1)	サ			質問	「沈でん池機器の更新は、施工による池の運用停止時に別紙8に示す池内清掃を行い、沈でん池機器を更新すること」と記載がありますが、この清掃業務は維持管理業務ではなく、建設工事で実施するという理解でよろしいでしょうか。	施工時の池内清掃費用は、維持管理業務としての実施は想定していません。 費用についても工事施工費内に含まれる考えです。
9	【要求水準書】 汚泥掻寄機に関する条件	22	第2	3	(3)	工	(e)		質問	新設汚泥掻寄機と既設排泥弁の連動制御機能について提案する場合、当該内容を技術提案書に記載するとともに、更新対象外の設備改造の内容を示す“概要”についても記載することになるでしょうか。	提案内容の実現可能性を確認する必要があるため、記載してください。
10	【要求水準書】 既設PC桁の耐力	22	第2	3	(3)	オ	(f)		質問	「既設PC桁は流用とするため、新設の傾斜沈降装置一式の重量にPC桁が耐え得ることを確認すること」について第2回質問に対する回答のNo.174で、「施工に関わる既設PC桁は事業者により健全性を判断してください。補修が必要となった場合は、その状況を確認し、企業団と事業者が協議して決定します。」とありますが、健全性の判断は目視調査で判断するものでしょうか。それとも破壊試験などで所定の耐力を有しているか判断する必要がありますでしょうか。 また、事業者がPC桁を「健全である」と判断したとしても、PC桁の強度の保証までは事業者が負わないと理解してよろしいでしょうか。	健全性の確認については目視による調査を想定しています。また、傾斜沈降装置の重量増加に対する耐力の確認については、構造計算等の資料を提出してください。PC桁の破損等が生じた場合は、その保証を一時的に事業者に求めるのではなく、原因を調査したうえで、双方の協議により、負担者を決定します。
11	【要求水準書】 電気設備および配線工事等に関する条件	23	第2	3	(3)	カ	(f)		質問	ケーブル布設にあたり、貫通部（1階から81階等）の電線管は腐食等の問題がなければ流用でよろしいでしょうか。	流用で問題ありません。

質問No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/ 意見	内容	回答
12	【要求水準書】 電気設備の既設改造の概要について	23	第2	3	(3)	力	(ウ)		質問	「・・・更新対象外の設備改造（撤去含む）の内容について整理し、概要を技術提案時、・・・別途提出すること。」の内容について、既にご公表いただいている第2回質問に対する回答 要求水準書（案）質問No.159においては、「様式等は別途公表する、公告資料等を示します。」とご回答いただいておりますが、公告資料の中で該当の資料が確認できませんでした。 技術提案時にご提出する既設電気設備の改造内容の概要について、様式や記載内容について特にご指定はないという理解で宜しいでしょうか。	既設設備の改造内容の提示について、様式は任意とします。 想定する改造内容の概要、設備影響を記載してください。
13	【要求水準書】 電気設備及び配線工事に関する条件	23	第2	3	(3)	力	(ウ)		質問	更新対象外の設備改造の内容について、第二回質疑回答にて"公告資料等"に示す"と回答されていますが、技術提案時に提出する"概要"は、様式 技術提案書添付資料に含めて提出すれば宜しいですか。	既設設備の改造内容の提示について、様式は任意とします。 想定する改造内容の概要、設備影響を記載してください。
14	【要求水準書】 電気設備及び配線工事に関する条件	23	第2	3	(3)	力	(ウ)		質問	更新対象外の設備改造の内容について、技術提案時に提出する"概要"は、第二回質疑回答にて"公告資料等"に示す"と回答されていますが、"概要"を提出する様式についての指定は無いという理解で宜しいですか。	既設設備の改造内容の提示について、様式は任意とします。 想定する改造内容の概要、設備影響を記載してください。
15	【要求水準書】 電気設備及び配線工事に関する条件	23	第2	3	(3)	力	(ウ)		質問	更新対象外の設備改造の内容について、技術提案時に提出する"概要"は、第二回質疑回答にて"公告資料等"に示す"と回答されていますが、改造項目を簡潔にまとめる程度との理解で宜しいですか。	既設設備の改造内容の提示について、様式は任意とします。 想定する改造内容の概要、設備影響を記載してください。
16	【要求水準書】 電気設備及び配線工事に関する条件	23	第2	3	(3)	力	(ウ)		質問	更新対象外の設備改造の内容について、第二回質疑回答にて"公告資料等"に示す"と回答されていますが、技術提案時に提出する"概要"に図面等を資料として添付して宜しいでしょうか。	図面等の添付は問題ありません。
17	【要求水準書】 更新対象外の設備改造	23	第2	3	(3)	力	(ウ)		質問	「本事業の実施にあたり必要となる更新対象外の設備改造（撤去含む）の内容について整理し、概要を技術提案時、詳細を契約後の令和9年7月までに企業団へ別途提出すること」について、既設設備改造に要する費用の大小は技術提案の評価に影響すると理解してよろしいでしょうか。	技術提案の評価には影響しません。
18	【要求水準書】 電気設備の改造	23	第2	3	(3)	力			質問	技術提案時に提案する更新対象外設備改造内容（既設監視制御設備、電源盤、VVVF盤等に係る改造内容）については、技術提案時点で入手可能な資料に基づく概略検討結果として整理するものとし、契約後の現地調査及び詳細設計により判明した改造内容（信号点数、信号仕様、インターロック条件、制御内容その他必要な改造範囲）の増減については、本事業の要求機能を満足する範囲において許容されるものと考えて宜しいでしょうか。（改造範囲の差異が生じた場合については、本事業の要求機能を満足する範囲において変更可能と考えて宜しいでしょうか）	変更可能です。
19	【要求水準書】 維持管理業務に関する要求水準について	28	第4	1	(2)				質問	業務の範囲について、本契約以外の維持管理人員が設備点検を実施することは可能でしょうか。	ご質問に具体的な条件の提示がないため判断できません。 本契約以外で従事する就業条件や、本契約における勤務時間等を確認して判断します。
20	【要求水準書】 維持管理業務の対象設備	28	第4	1	(2)				質問	表4-1において、更新対象設備について、更新後の設備（新設設備）に対して事業者にて計画修繕を実施することとなっています。各設備の更新を早い時期に完了させるほど、本事業における当該設備の使用期間が長くなりますが、それに伴い当該設備の計画修繕費用が増加する分も、本事業の入札額に反映する必要があるという理解であっていただけますでしょうか？	ご理解のとおりです。
21	【要求水準書】 業務責任者の実務経験について	30	第4	1	(6)	ア	(ウ)		質問	業務責任者の実務経験について、要求水準書では「沈でん池機器の保守点検業務」と記載されていますが、落札者決定基準（1-(1)-ウ-4）では、「点検保守や修繕を指す」と記載されています。業務責任者の要件となる保守点検業務には修繕の実績も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

質問No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/ 意見	内容	回答
22	【要求水準書】 年間維持管理業務計画書の期日について	31	第4	1	(7)	イ	(7)		質問	年間維持管理業務計画書について「各年度の2月末日までに次年度1年間の年間維持管理業務計画書を企業団に提出すること。」とありますが、計画についての貴企業団と事業者間の調整は2月末日以降に行うという理解でよろしいでしょうか。また、協議にかかる期間のご想定などがございましたら合わせてご教示ください。	2月末日までに企業団と事業者が協議を行い、調整した結果の計画書を提出してください。
23	【要求水準書】 年次点検及び精密点検の周期	35	第4	2	(2)	ア	(4)		質問	「沈でん池の水抜きを伴う点検は、池内清掃時に行うこと」と明記されており、同項(5)池内清掃には「清掃時期は企業団が指定する」、別紙8にはその周期が明示されています。また、落札者決定基準においては事業開始後のモニタリングによる池内清掃頻度に係る提案をする旨明記されています。更には提案時はTBM、事業開始後はCBM並行する旨過去質疑回答があったことを勘案すると、技術提案時における水抜きを伴う点検の頻度は別紙8に明示の周期と同一となる理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	【要求水準書】 水抜き時の機器停止について	35	第4	2	(2)	ア	(7)	B	質問	沈殿池機械の停止に関する制約が明記されていますが、水抜きを伴う点検を実施する際はその限りではないとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。 当該箇所の記載は、運用池の複数台のフロキュレーターのうち、1台を停止し機器の保守点検を行うことを想定したものです。
25	【要求水準書】 修繕計画の期日について	36	第4	2	(3)	エ			質問	修繕計画について、「修繕を実施する前年度の7月までに事業者と企業団が点検結果などを基に、翌年度の修繕内容、実施金額を協議すること。」とありますが、これは「7月末までに協議を完了する」という理解でよろしいでしょうか。また、協議にかかる期間のご想定などがございましたら合わせてご教示ください。	ご理解のとおりです。 現段階では、協議にかかる期間の想定はありません。
26	【要求水準書】 計画修繕	37	第4	2	(3)				質問	「技術提案と共に提出される修繕費用（事業期間終了までの事業者が導入する機器の標準的な修繕費用）」は「入札金額のうちの計画修繕費用」とは異なる金額（前者の方が高額）であるという理解で合っていますでしょうか？	ご理解のとおりです。
27	【要求水準書】 計画修繕	37	第4	2	(3)				質問	様式 - 7 - 3 - - 補足資料 年次計画表（維持管理事業費）の「計画修繕業務」の欄には「技術提案と共に提出される修繕費用（事業期間終了までの事業者が導入する機器の標準的な修繕費用）」と「入札金額のうちの計画修繕費用」のどちらを記載するのでしょうか？	「技術提案と共に提出される修繕費用（事業期間終了までの事業者が導入する機器の標準的な修繕費用）」を記載ください。
28	【要求水準書】 計画修繕	37	第4	2	(3)				質問	維持管理業務委託の契約額ですが、下図の通り修繕計画を実施していき、最終年で契約額より安価で達成できた場合も契約額に変更はないという理解でよろしいでしょうか。	減額とするか、プロフィットシェアとするか、事業期間後を見据えて追加修繕を行うかなど、その時の設備の状態を確認したうえで、双方が協議を行い、決定します。
29	【要求水準書】 計画外修繕	37	第4	2	(4)				質問	新設設備の計画外修繕を実績払いとする場合、必要最低限以下の計画修繕内容として故障の都度計画外修繕で対応する計画とし、安価な金額で入札することも理論上可能になるとも考えられます。公平な競争条件を担保するために、この懸念に対する考え方を今一度ご教示いただけますでしょうか。	技術提案において標準的な修繕内容及び費用を提出してもらうこと、毎年度の点検結果及び設備の状態から、双方が協議を行い次年度の修繕内容を決定することなどを踏まえると、そのような懸念はないものと考えます。
30	【要求水準書】 計画修繕の技術提案とする事業者が考える修繕費用の上限額	37	第4	2	(3)	ク			質問	「原則として事業者の維持管理業務委託契約金額の範囲内で実施すること。ただし、技術提案とする事業者が考える修繕費用の上限額を超えないこと。」について維持管理業務委託契約金額は、入札価格を基に決定される計画修繕費相当額と理解してよろしいでしょうか。また、技術提案とする事業者が考える修繕費用の上限額は、入札価格とは異なる金額を技術提案書で示すという理解でよろしいでしょうか。その場合、どの様式で示す必要があるかご教示をお願いします。	前段はご理解のとおりです。 後段についてもご理解のとおりですが、様式は、-7-3- 補足資料で作成してください。
31	【要求水準書】 計画修繕の維持管理業務委託 契約金額について	37	第4	2	(3)	ク			質問	「修繕は、実績払いとし、原則として事業者の維持管理業務委託契約金額の範囲内で実施すること。ただし、技術提案とする事業者が考える修繕費用の上限額を超えないこと。」の記載について、技術提案する金額が入札公告の上限価格を超える場合、その金額はあくまで参考価格扱いとなり、入札公告の上限価格以下での契約となるのでしょうか。	ご理解のとおりです。 技術提案と共に提出する標準的な維持管理費用は参考価格となり、公告で示した提案上限価格以下、失格価格以上の契約となります。 ただし、技術提案と共に提出する標準的な維持管理費用は技術評価の対象としています。

質問No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/ 意見	内容	回答
32	【要求水準書】 計画修繕の維持管理 業務委託 契約金額に ついて	37	第4	2	(3)	ク			質問	「修繕は、実績払いとし、原則として事業者の維持管理 業務委託契約金額の範囲内で実施すること。ただし、技 術提案とする事業者が考える修繕費用の上限額を超えな いこと。」の記載について、入札説明書で開示された維 持管理費は保守点検・計画修繕・池内清掃の合算である と理解していますが、その内訳は明示されておらず、修 繕費用の上限が不明です。文章からは、保守点検・計画 修繕・池内清掃の合算金額まで修繕費用の請求が可能と 捉えられますが、貴企業団のお考えをご教示ください。	要求水準書P37第4 2.(3) クは、修繕のイメージを イメージをもってもらうために記載したものであり、維持管理費には保守点検・計画修繕・池内清 掃等を含みます。
33	【要求水準書】 池内清掃計画の期日 について	37	第4	2	(5)	ア			質問	池内清掃について、「事業者は、作業実施の前年度の7月 までに実施時期を企業団に提案し、双方協議のうえ、実 施時期を決定すること。」とありますが、これは「7月末 までに協議を完了する」という理解でよろしいでしょう か。また、協議にかかる期間のご想定などがございまし たら合わせてご教示ください。	ご理解のとおりです。 現段階では、協議にかかる期間の想定はありません。
34	【要求水準書】 池内清掃	38	第4	2	(5)	カ	(I)		質問	沈でん池堆積汚泥の清掃作業における、汚泥吸引の要否 と要する場合の吸引対象汚泥量（㎡）と想定される1プ ロック当たりの必要台数（何台×何日）をご教示くださ い。	汚泥吸引は不要です。作業用水を使用し、流動性 を確保しながら排泥ビットより排出ください。

質問No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/ 意見	内容	回答
1	【その他】 全般								質問	第1回及び第2回の回答において、"別途公表する、公告資料等に示します。"とご回答頂いたもののうち、実施方針や要求水準書の変更やその説明の追加などのご回答にあたる内容が示されなかったものに関してはどのように理解すれば宜しいでしょうか。	技術対話の際に確認してください。